

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
4月30日
(水曜日)

目次

○告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課)
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課)



山口県告示第六十一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成二十六年五月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成二十六年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 補償基礎額の表第二号のイ中、「三千九百五十円」を、「三千九百三十円」に改める。

山口県告示第六十一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十六年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十六年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中「四、五〇三元」を「四、三〇八円」に、「二、九三五円」を「一、三、〇四〇円」に、「五、〇〇七円」を「五、〇二四円」に、「五、六一八円」を「五、六一一円」に、「一、三、六三四円」を「一、三、四四七円」に、「六、一一二円」を「六、一〇四円」に、「一、六、一三〇円」を「一、六、二八一元」に、「六、五二七円」を「六、五二四円」に、「一、八、五三五円」を「一、八、八三四円」に、「六、七四一元」を「六、六〇一元」に、「二、九一一円」を「二、七八四円」に、「六、八六一円」を「六、七〇八円」に、「二、四、四五五円」を「二、四、五三三円」に、「六、四七九円」を「六、三七五円」に、「二、四、九九五円」を「二、五、三七六円」に、「五、八一一元」を「五、九二三元」に、「三、一七一円」を「二、四、一一四円」に、「四、六八三元」を「四、七三三元」に、「一、九、八一六円」を「一、九、一六七円」に、「三、九五〇円」を「三、九三〇円」に、「一、四、三七六円」を「一、五、〇〇一元」に改める。

平成二十六年四月三十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁